東京海洋大学学則(教育関係共同利用関連条文抜粋)

第1条から第12条まで (略)

(練習船)

第13条 本学に、第4条に定める学部及び学科の教育研究に必要な施設として、次の練習船を置く。

練習船海鷹丸

練習船神鷹丸

練習船汐路丸

練習船青鷹丸

- 2 本学の教育研究上支障がないと認められるときは、別に定めるところにより、前項の練習船を他の大学等の教育に係る共同利用に供することができるものとする。
- 3 第1項の練習船に関する事項は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設及び共同利用施設)

- 第13条の2 本学に、学部附属の教育研究施設及び共同利用施設を置くことができる。
- 2 前項の教育研究施設等に関する事項は、別に定める。

第14条から第68条まで (略)

附 則 (略)

附 則 (平成28年海洋大規第196号)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の第5条表中「3年次編入学定員」の項を追加する改正は、平成31年度の3年次編入学者から適用する。
- 2 (略)